

○出水市営住宅条例施行規則

平成18年3月13日

規則第148号

改正 平成21年1月30日規則第3号

平成21年2月27日規則第7号

平成27年12月28日規則第46号

平成28年4月1日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、出水市営住宅条例（平成18年出水市条例第154号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入居申込書)

第2条 条例第8条第1項の規定により市営住宅に入居の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、市営住宅入居申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申込書には、申込者本人、同居しようとする親族その他申込者が扶養している者について、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 市町村長が発行する過去1年間の収入の状況を証する書類（以下「所得額証明書」という。）

(2) 住民票の写し

(3) 扶養の状況を証する書類

(4) 生活保護受給者である場合は、その証明書

(5) 身体障害者手帳、精神障害者手帳又は療育手帳を保有している場合は、その写し

(6) 申込者本人に婚姻の予約者がある場合は、その婚姻の予約を証する書類

(7) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定は、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第5条第3号又は第4号に掲げる事由に係る者で、市営住宅への入居を希望し、又は相互に入れ替わることを希望するものについて準用する。

(平27規則46・一部改正)

(入居資格)

第2条の2 条例第6条第1項第4号及び第54条第4号のやむを得ない事情があると認める者は、災害の被災者、公共事業若しくは建替事業に伴い移転する者又は生活保護受給者とする。

(平21規則3・一部改正)

(誓約書)

第3条 条例第11条第1項第1号の誓約書(以下「誓約書」という。)は、第2号様式による。

2 誓約書には、連帯保証人の印鑑証明書(発行後3月以内のものに限る。以下同じ。)、所得額証明書及び納税証明書を添付しなければならない。

3 条例第11条第1項第1号の市長が適当と認める連帯保証人は、次のとおりとする。

(1) 居住地

原則として市内居住者とし、市内に連帯保証人が求められない場合は、入居者の4親等以内の親族とする。ただし、地方公共団体が供給する住宅に入居中の者は、連帯保証人になることができない。

(2) 収入

入居者の家賃を保証できる所得を有すること。

(3) 納税等

市町村税等を滞納していないこと。

(入居決定通知書)

第4条 条例第8条第2項の規定による入居決定通知書は、第3号様式による。

(入居可能通知書)

第5条 条例第11条第5項の規定による市営住宅入居可能日の通知書は、第4号様式による。

(入居届)

第6条 入居決定者は、当該市営住宅に入居したときは、入居した日から30日以内に市営住宅入居届(第5号様式)に世帯員全員の住民票の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(入居手続期間延長承認申請)

第7条 条例第11条第2項の市長の承認を受けようとする者は、条例第8条第2項の規定による通知があった日から10日以内に、市営住宅入居手続期間延長承認申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(連帯保証人変更承認申請等)

第8条 条例第12条第1項の市長の承認を受けようとする者は、連帯保証人変更承認申請書(第7号様式)に新たに連帯保証人になろうとする者が連署する誓約書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、連帯保証人変更(承認・却下)通知書(第8号様式)により当該入居者に通知するものとする。

3 市長は、連帯保証人の変更を承認したときは、連帯保証人解除通知書(第9号様式)により当該変更前の連帯保証人に通知するものとする。

4 条例第12条第2項の規定による届出をしようとする者は、連帯保証人異動届(第10号様式)に当該届出に係る異動があったことを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

5 第3条第2項の規定は、第1項の誓約書について準用する。

(平28規則29・一部改正)

(同居承認申請等)

第9条 条例第13条の市長の承認を受けようとする者は、市営住宅同居承認申請書(第11号様式)にその者と同居しようとする者との関係を証する書類並びに当該同居しようとする者の所得額証明書及び納税証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、市営住宅同居(承認・却下)通知書(第12号様式)により当該入居者に通知するものとする。

(平28規則29・一部改正)

(世帯員異動届)

第10条 入居者は、その世帯員に次に掲げる異動があったときは、速やかに市営住宅世帯員異動届(第13号様式)に当該異動があったことを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 出生、転出又は死亡
- (2) 氏名又は勤務先の変更
- (3) 15歳未満の者との養子縁組  
(平28規則29・一部改正)

(入居承継承認申請)

第11条 条例第14条の市長の承認を受けようとする入居者と同居していた者は、市営住宅入居承継承認申請書(第14号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 承継の理由を証する書類
- (2) 誓約書
- (3) 入居者の印鑑証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 第3条第2項の規定は、前項第2号の誓約書について準用する。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、市営住宅入居承継(承認・却下)通知書(第15号様式)により当該入居者と同居していた者に通知するものとする。

(平28規則29・一部改正)

(収入申告書)

第12条 条例第16条第1項の申告を行おうとする者は、収入申告書(第16号様式)に入居者、同居の親族その他当該入居者が扶養している親族に係る次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得額証明書
- (2) 生活保護受給者である場合は、その証明書
- (3) 身体障害者手帳、精神障害者手帳又は療育手帳を保有している場合は、その写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による収入の申告に基づき、収入を認定し、市営住宅収入(収入超過者・高額所得者)認定通知書(第17号様式)により当該入居者に通知するものとする。

(平27規則46・平28規則29・一部改正)

(収入認定更正申出)

第13条 条例第16条第4項又は第29条第3項の規定により、条例第16条第3項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による認定に対し意見を述べようとする者は、当該認定の通知があった日から起算して60日以内（災害その他やむを得ない理由があると市長が認めるものにあつては、市長が別に指定する日まで）に、収入（収入超過者・高額所得者）認定更正申出書（第18号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があつたときは、その内容を審査し、申出書を受理してから30日以内に審査結果を収入（収入超過者・高額所得者）認定更正通知書（第19号様式）により当該入居者に通知するものとする。

(平28規則29・一部改正)

(家賃等の減免又は徴収の猶予)

第14条 条例第17条又は第19条第2項（条例第31条第3項、第33条第3項又は第53条において準用する場合を含む。）の規定による家賃、敷金又は金銭（以下「家賃等」という。）の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、市営住宅家賃等減免（徴収猶予）申請書（第20号様式）にその申請の理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 家賃等の減免又は徴収の猶予の承認（不承認）通知書は、第21号様式による。

3 家賃等の減免又は徴収の猶予を受けた者は、その事由が消滅したときは、直ちに市営住宅家賃等減免（徴収猶予）事由消滅届出書（第22号様式）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があつたときは、その取消しについて、市営住宅家賃等減免（徴収猶予）取消通知書（第23号様式）により当該家賃等の減免又は徴収の猶予を受けた者に通知するものとする。

(平28規則29・一部改正)

(不使用届)

第15条 条例第25条の規定による届出をしようとする者は、市営住宅不使用

届（第24号様式）を、使用しないこととなる日の前日までに、市長に提出しなければならない。

（平28規則29・一部改正）

（用途併用承認申請）

第16条 条例第27条ただし書の市長の承認を受けようとする者は、市営住宅用途併用承認申請書（第25号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、市営住宅用途併用（承認・却下）通知書（第26号様式）により当該入居者に通知するものとする。

（平28規則29・一部改正）

（模様替え及び増築許可申請）

第17条 条例第28条第1項ただし書の市長の承認を受けようとする者は、市営住宅模様替え（増築）承認申請書（第27号様式）又は市営住宅機器設置承認申請書（第28号様式）に設計書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、市営住宅模様替え（増築）（承認・却下）通知書（第29号様式）又は市営住宅機器設置（承認・却下）通知書（第30号様式）により当該入居者に通知するものとする。

（平28規則29・一部改正）

（明渡し期限延長承認申出）

第18条 条例第32条第4項の申出をしようとする者は、市営住宅明渡し期限延長承認申請書（第31号様式）に当該申出の理由となるべき事実を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、市営住宅明渡し期限延長（承認・却下）通知書（第32号様式）により当該請求を行った者に通知するものとする。

（平28規則29・一部改正）

（明渡し届）

第19条 条例第40条第1項の規定による届出をしようとする者は、市営住宅退去届（第33号様式）を市長に提出しなければならない。

（平28規則29・一部改正）

(一般住宅の収入)

第20条 条例第54条第2号の規定による額は、12万3,000円とする。

(平21規則7・一部改正)

(一般住宅の家賃の額)

第21条 条例第55条第1項の規定による家賃の額は、近傍同種の住宅の家賃(条例第15条第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で政令第2条に規定する方法により算出した額とするが、収入が18万6,000円以下については15万8,000円を超え18万6,000円以下の分位の家賃とする。ただし、算出した家賃の額がすべての一般住宅の平成17年度最終家賃の最高額(以下「従前家賃の最高額」という。)を超える場合は、当該一般住宅の家賃は、従前家賃の最高額を上限とした傾斜家賃とする。

(平21規則7・一部改正)

(一般住宅の収入申告)

第22条 条例第56条の規定により収入の申告をしようとする者は、市長が定める期間内に、収入申告書に入居者、同居の親族その他当該入居者が扶養している親族に係る次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 所得額証明書
- (2) 身体障害者手帳、精神障害者手帳又は療育手帳を保有している場合は、その写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(平27規則46・一部改正)

(駐車場の使用申込書)

第23条 条例第59条第2項の規定による駐車場の使用許可の申込みをしようとする者は、駐車場使用申込書(第34号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定したときは、駐車場使用決定通知書(第35号様式)により当該使用の申込みをした者に通知するものとする。

(平28規則29・一部改正)

(駐車場の使用誓約書)

第24条 条例第59条第1項各号に規定する者で、前条第2項の通知を受けたものは、当該通知を受けた日から10日以内に、駐車場使用誓約書(第36号様式)を市長に提出しなければならない。

(平28規則29・一部改正)

(駐車場の使用料)

第25条 条例第59条第3項に規定する駐車場の使用料は、駐車場1区画につき月額800円とする。

(市営住宅管理人)

第26条 条例第60条第3項の規定により、市長は、市営住宅監理員(第4項において「監理員」という。)の職務を補助させるため、各市営住宅に市営住宅管理人(以下この条において「管理人」という。)を置く。ただし、特に必要がないと認められるところには、これを置かないことができる。

2 管理人は、各市営住宅の関係者のうちから、適当な者を選考して市長が委嘱する。

3 管理人の任期は、1年とし、補欠の管理人の任期は、前任者の残任期間とする。

4 管理人は、監理員の指導を受け、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 住宅及び共同施設並びにその環境を良好な状態に維持管理するために必要な入居者への指導に関すること。
- (2) 家賃等の納入通知書の配布及び納入の催促に関すること。
- (3) 住宅の入居及び明渡しの確認に関すること。
- (4) 不正な入居、同居及び転貸並びに無許可の模様替え及び増改築の取締りに関すること。
- (5) 住宅及び共同施設の修繕箇所等の調査報告に関すること。
- (6) 住宅関係の条例及び規則に基づく通知書、報告書等の取次ぎに関すること。
- (7) 市長及び監理員の指示を入居者に周知させること。
- (8) その他住宅管理上必要な事項

5 管理人に対しては、予算の範囲内において、市長が別に定めるところにより



報酬を支給する。

(平 2 8 規則 2 9 ・ 一部改正)

(証明書)

第 2 7 条 条例第 6 1 条第 3 項の証明書は、第 3 7 号様式による。

(平 2 8 規則 2 9 ・ 一部改正)

(行政財産の目的外使用)

第 2 8 条 条例第 6 2 条の規定により敷地の使用を許可する場合は、出水市行政財産の使用料徴収条例（平成 1 8 年出水市条例第 6 8 号）に定めるところによるものとする。

(その他)

第 2 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平 2 8 規則 2 9 ・ 一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 1 8 年 3 月 1 3 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の出水市営住宅条例施行規則（平成 9 年出水市規則第 2 8 号）、高尾野町営住宅管理条例施行規則（平成 1 0 年高尾野町規則第 2 0 号）又は野田町営住宅管理条例施行規則（平成 1 0 年野田町規則第 1 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 2 1 年 1 月 3 0 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 2 月 2 7 日規則第 7 号）

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 7 年 1 2 月 2 8 日規則第 4 6 号）

この規則は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年 4 月 1 日規則第 2 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。